

ご宴会・催事規約

当ホテルでは、ご宴会又は催し物(以下宴会等と称します)のご利用に関しまして、下記の通り規定を設けております。予めご了承下さいますようお願い申し上げます。(ご結婚披露宴につきましては別途規約を定めております)

1. 予約の成立

ご宴会のお申し込みをいただく場合は、ホテルが定めた「宴会等申込書」にお申し込み内容をご記入のうえ、申込金を添えて提出していただきます。

申込金は、お申込み時のご宴会等見積金額に基づいて、ホテルの担当係員より提示させていただきます。「宴会等申込書」の内容をホテルが確認のうえ、お申し込みをお受けするとの意思表示をした時をもって予約の成立とさせていただきます。尚、お申し込みをお受けできないときは、申込金を、利息を付さずに予めご指定いただいた口座に振込にてご返金申し上げます。

2. 宴会室料と追加室料

宴会等の使用時間とは、設営から撤去までを含みます。事前にホテルの担当係員と取り決めさせていただいたご使用時間(以下契約時間と称します)は、所定の室料をお支払いいただきますが、この契約時間を超過した場合には、所定の追加室料を頂戴いたします。但し、契約時間の超過に応じられない場合もございますので予めご了承下さい。

3. 前払い金

ご宴会等の予約が成立した場合、お客様が了承された見積金額から、お支払いいただいております。申込金との差額に相当する前払い金を、ご宴会等の開催日の7日前までに現金または銀行振込にてお支払いください。当該前払い金を期限までにお支払いいただけない場合は、予約を解除させていただくことがございます。

4. お打合せ

ご宴会等の内容については、事前にお打合せください。また、最終的なお打合せには、ご宴会等開催日の10日前までにホテル担当係員とお済ませください。

5. お支払い

ご宴会等に関する一切の費用(お支払いいただいております申込金および前払い金との差額)は、ご宴会開催日から30日以内に現金または銀行振込にてお支払い下さいませ。尚、前払い金に余剰が出ました時は、ご宴会等開催後速やかに精算のうえ、上記1に記載の方法にてご返金申し上げます。

6. 有料人数の最終確認

ご宴会等の最終打合せ後の出席人数の変更やお料理などをご用意させていただく人数・食数(以下有料人数と称します)の最終変更は、ご宴会開催日の3日前正午までにホテルの担当者へご連絡ください。上記を過ぎてご出席が有料人数より減少した場合でも、最終ご注文数(有料人数)の料金を頂戴させていただきます。

7. 取り消し料及び期日変更料

すでにご予約いただいたご宴会等をお取り消し及び開催期日を変更させる場合には、下記の取り消し料または期日変更料を頂戴いたします。尚、後記14の規約により解約された場合にも、下記の取り消し料を頂戴いたします。

ご宴会等の取り消し料及び期日変更料		
日数はお申し出をいただきました日より起算いたします		
開催日の 121日前まで	取消	実費諸費用の請求
	変更	実費諸費用の請求
開催日の120日前から 61日前まで	取消	ご予約会場の宴会時間・会議室料の30%及び実費諸費用の請求
	変更	ご予約会場の宴会時間・会議室料の20%及び実費諸費用の請求
開催日の60日前から 31日前まで	取消	ご予約会場の宴会時間・会議室料の40%及び実費諸費用の請求
	変更	ご予約会場の宴会時間・会議室料の30%及び実費諸費用の請求
開催日の30日前から 16日前まで	取消	ご予約会場の宴会時間・会議室料の60%及び実費諸費用の請求
	変更	ご予約会場の宴会時間・会議室料の50%及び実費諸費用の請求
開催日の15日前から 3日前正午まで	取消	ご予約会場の宴会時間・会議室料の80%及び実費諸費用の請求
	変更	ご予約会場の宴会時間・会議室料の70%及び実費諸費用の請求
開催日の3日前正午より 当日	取消	お見積金額の100%
	変更	お見積金額の100%

(上記の宴会場室料については「宴会場利用料金表」を基に算出させていただきます)

* 上記取り消し料・期日変更料には、サービス料は加算されません。

* 取り消し料・変更いずれの場合も、手配が完了している(司会・コンパニオン・装花・看板等)実費諸費用に関しては、100%料金と税金を頂戴させていただきます場合がございます。

8. 駐車場のご利用

ご宴会等にご出席のお客様が駐車場を利用される場合には、ホテルの担当係員にお尋ね下さい。尚、ご利用に際しましては、駐車場に提示しております駐車場利用規則をお守りください。また、当ホテルでは「飲酒運転根絶運動」を推進しており、酒気を帯びて運転されるお客様へは駐車場無料券の発行をお断りいたしております。別途、代行運転サービスのご手配や1日駐車場利用券(有料)の販売も承っております。

9. 装飾・余興などの手配

ご宴会等に係わる装飾・音響・照明・余興・パンケットコンパニオン等につきましては、ホテルより契約業者に手配させていただきます。お客様がホテルの契約業者以外に直接依頼される場合には、ご宴会等を円滑に運営する為、事前にホテルの担当係員へご連絡をいただき、了承させていただいた後にご手配ください。

※ホテルに事前の同意を得ないで直接業者にご依頼なされることはご遠慮ください。

10. 直接ご依頼の業者に対するお願い

ホテルの了承のもとにお客様が直接ご依頼された業者が行う、ご宴会等に関する装飾・余興等の機器及び機材の搬入・搬出または看板等のサイズ・取り付け方法・設置場所の設定につきましては、ホテルの美観・導線等を考慮し、ホテルの指示にしたがっていただくよう業者の方々にご案内させていただきます。お客様側より、その旨をご連絡ください。尚、ホテル係員・ホテル協力会社社員の立会いが必要な場合には、立会い人件費を頂戴いたします。

11. 損害賠償

お客様(主催者及びご宴会等にご出席の総てのお客様)あるいはお客様が直接手配された業者の方々は、ホテルの施設・破損されることのないよう充分ご注意ください。万が一破損・損傷が発生した場合には、その修復に関してホテルよりご指示申し上げますので、それに合わせて速やかに修理していただくか、損害賠償金(休業補償金を含む)をご負担いただきます。

12. 禁止事項

次に掲げる各事項につきましては、禁止事項となっておりますのでご遠慮下さいますようお願い申し上げます。

- a. 法令又は公序良俗に反する行為。
- b. 盲導犬・介助犬・聴導犬以外の犬・猫・小鳥その他の愛玩動物・家畜類の持ち込み。
- c. 発火物・引火性のある物品や危険物の持ち込み。
- d. 悪臭を発する物の持ち込み。
- e. 賭博等風紀を乱す行為及び他のお客様のご迷惑になる言葉・行動。
- f. ご予約時の使用目的以外のご利用。
- g. 備付品の移動
- h. その他法令で禁じられている行為。

13. 使用禁止事項

ご宴会等にご出席のお客様の中に、次に掲げる事項に該当者がいる場合並びに該当すると当ホテルが認める場合、ご利用は禁止とさせていただきます。

- a. 暴力団・暴力団員・暴力団関係企業・団体又はその関係者・その他反社会的勢力の関係者。
- b. 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他団体。
- c. 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者のあるもの。
- d. 他のお客様に著しい迷惑を及ぼす言動をした場合。
- e. 当ホテルもしくはホテルの従業員に対し、暴力的な要求行為を行い又は合理的範囲を超える負担を要求した場合。
- f. かつて当ホテルにて、前項d・e同様な行為を行った場合。
- g. 病毒伝播のおそれのある伝染病等の疾病に罹った方。

14. 解約

お客様及びご宴会等にご出席のお客様が上記1～13の規約に違反する場合もしくは違反する恐れがある場合、お申し込みの際に申込金をお支払いいただけない場合、お申し込みもしくはお打合せ等の際に、虚偽の事実を申告し、もしくは重要な事実を申告しなかった場合、その他宴会場のご利用が不相当であるとホテル側が判断した場合には、ご宴会等のお申し込みをお断りするか、既にご予約いただいたご宴会等でも、解約の上、取消料をご請求させていただくことがございますので、予めご了承下さい。特に前項の3、前払い金をご請求をさせていただいた後、指定の日までにご入金がなされない場合には、前項の恐れのある場合と判断して、ご宴会等のご予約を解除のうえ、お取消料をご請求させていただくことがございますので、予めご了承下さい。